

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年4月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和7年5月16日から同年6月5日まで縦覧に供する。

令和7年5月9日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 諏訪中地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 兀塚地区	〃
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 井谷地区	〃